

秋田県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第四十二号

秋田県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則（昭和五十年秋田県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。